

税制改正について（平成27年度以降適用分）

平成26年度税制改正（法人市民税・軽自動車税）のお知らせ

1. 法人市民税の法人税割税率改正

税制改正により、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

平成26年 9月30日までに開始した事業年度の法人税割 14.7%

平成26年10月 1日以降に開始する事業年度の法人税割 12.1%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度の予定申告額については、法人税割は前年度の法人税割額の4.7/12（通常6/12）となります。

2. 軽自動車税の税制改正

平成26年度税制改正に係る「地方税法の」一部改正に伴い平成27年度及び平成28年度以降の軽自動車税額が次のとおりになります。

○原動機付自転車及び二輪車等

平成27年4月1日から、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車、二輪小型自動車の税率（年額）について下記のとおり変更になります。

車種区分		税率（年額）金額	
		平成26年度	平成27年度以降
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下（ミカ-を除く）	1,000 円	2,000 円
	総排気量 90cc 以下（50cc 超～90cc）	1,200 円	2,000 円
	総排気量 125cc 以下（90cc 超～125cc）	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
軽二輪	総排気量（125cc 超～250cc 以下） （被けん引車、側車付含む）	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc 超	4,000 円	6,000 円

○軽自動車（四輪以上及び三輪）

平成27年4月1日から、軽自動車（四輪以上及び三輪）の税率（年額）について下記のとおり変更になります。

※平成27年3月31日以前に新車登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、登録後13年までは現行の税率のままです。

※平成27年4月1日以降に新車登録した車両は新税率になります。

※初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車等は除く）は、平成28年度から下記の表の重課税率が適用されます。

車種区分		税率（年額）金額			
		現行税率 既登録車両及び平成27年3月31日以前に新車登録した車両	新税率 （平成27年度以降） 平成27年4月1日以降に新規登録した車両	※重課税率 （平成28年度以降） 新車登録から13年以上経過した車両	
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽四輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※重課税率の対象から除外される車両は、動力源または、内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車税及び被けん引車です。

お願い（各種別の申請手続き場所については、下記の間合せ先にご連絡ください。）

- ・現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになります。廃車の手続きを行ってください。
- ・譲渡した場合も名義の変更が必要です。（手続きされていない場合は、前所有者に課税されます。）
- ・盗難又は紛失に遭われた場合については、警察への盗難届又は紛失届に加えて、廃車の手続きが必要です。

※125cc を超える二輪車の手続きは大阪運輸支局(和泉自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2060)に、軽自動車の手続きは軽自動車検査協会(大阪主管事務所和泉支所 電話 072-273-1561)にお問い合わせください。

なお、大阪主管事務所和泉支所の電話番号について平成26年10月1日より変更になります。
新電話番号 050-3816-1842

お問い合わせは 税務課市民税係